

別紙（第6項関係）

## 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）

「平成29年度 加整委 第2号 加太開発整備事業土壌試験業務」

平成29年度 加整委 第2号 加太開発整備事業土壌試験業務の「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年度制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、和歌山県土地開発公社へ提出しなければならない。

### 記

#### 1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

\* 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参し、及びその提出書類について説明することが必要であることに留意すること。

##### (1) 受付場所

和歌山県土地開発公社

和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

郵便番号 641-0024

電話番号 073-448-1832

ファクシミリ番号 073-448-1836

##### (2) 受付期間

平成29年6月30日（金）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

#### 2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

##### (1) 入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）（様式5：要領の別記第2様式）

イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成29年1月1日以降実施分）（平成23年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実施要件」に定める条件を満たした者であ

ることを証する書類

(ア) 人材要件に関するもの

- a 「同種の土壌分析検査についての1年以上の実務経験を有する専門技術者1名以上」に関するもの<当該技術者が入札者本人又はその職員(役員を含む。)であり、常勤の者であること。> : ①及び②の書類  
(専門技術者:土壌の物質濃度測定について熟知し、専門的な知見や詳細な分析に必要な技能を有する者)
- ① 当該技術者に係る資格者証の写し  
② 当該技術者に係る常勤が確認できる書類の写し{3の(2)参照}

(イ) 実績要件に関するもの

「直近5ヶ年において同種の契約実績があること(国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村)に関するもの<当該入札公告日「平成28年6月9日」から過去5年間に国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村(以下「国等」という。)と契約した同種の業務を適正に履行(完了)したこと。>

: ①又は②の書類

\* 「同種の契約実績」とは、「業務種目:大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『2 環境測定(土壌)』において相当(同種の業務内容)する業務の契約実績である。

- ① 当該同種の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの): 契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等  
② 当該同種の業務について、既に和歌山県役務提供等実績認定審査会の定期審査を経て、和歌山県から契約実績同等認定通知書の交付を受けている場合には、その通知書の写し

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1本とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

(1) 全般事項

- ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。
- イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。
- (ア) 申請書の氏名は、個人事業者にあつてはその代表者の氏名及び商号(屋号)とし、法人事業者にあつてはその名称及び代表者の職氏名とすること。
- (イ) 申請者の住所は、その主たる事務所の所在地とすること。
- (ウ) 申請書の記入等に使用すると届け出ている印鑑とすること。
- (エ) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によること。
- (オ) 数字は、すべて算用数字とすること。
- (カ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。
- (キ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂

正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請〔提出を含む。〕に関する費用は、申請者（落札候補者）の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

## （２）個別事項

ア 人材要件に関する添付書類の「常勤が確認できる書類の写し」は、原則として、当該常勤者についての次に掲げる書面のいずれかの写しとする。

a 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

b 健康保険被保険者証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届

c 社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

d 雇用保険に加入できない者その他 a～c の書面が整えられない者については、当該申請書類提出日の月の前 3 ヶ月の源泉徴収簿又は賃金台帳等

## 4 審査結果の通知

申請者（落札者）には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者（落札候補者から落札者となった者）において大切に保管するものとする。

## 5 不適格認定の理由の説明

（１）「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1 の（１）に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

（２）（１）に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して 3 日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

## 6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の 5 の（３）により行うものとする。